

# 砂川市高齢者見守りキャラクター使用ガイドライン



第1版（平成 29年 1月）

市民部 介護福祉課 高齢者支援係

# 目 次

1. 総則
2. キャラクター設定
  - (1) プロフィール
  - (2) デザイン
  - (3) 色
  - (4) 表示にあたってのルール
3. デザインデータの受渡し等
  - (1) デザインデータの提供
  - (2) デザインデータの表示形式
  - (3) デザインデータの受渡し方法
  - (4) 遵守事項
  - (5) 免責事項
4. 権利設定等の禁止

## 1. 総則

砂川市高齢者見守りキャラクター使用ガイドラインは、砂川市高齢者見守りキャラクターの使用に関する取扱要綱（平成29年訓令第1号）に定める以外の事項で、使用に際し必要な事項を定めるものとする。

## 2. キャラクター設定

使用に当たっては、次に定めるキャラクターの設定を遵守すること。また、以下の設定以外のものを付加しないこと。

### (1) プロフィール

ア キャラクターの名称：「みまもりんご」 ※ひらがな表記とする。

イ キャラクター設定

名前由来：「見守り」と砂川産の「りんご」

仕事：砂川の高齢者みんなを見守ること

いきいき活動、支え合い活動をPRすること

趣味：将棋と井戸端会議

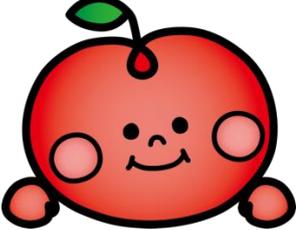
特技：おなかのハートのポケットから「支え合い（愛）」「声掛けあい（愛）」などたくさんの愛をだす

### (2) デザイン

ア キャラクターデザイン

- ・デザインデータは、以下に定める番号で特定するものとする。
- ・提供できるデザインは、以下の4種類である。

デザイン番号	形 状
1	

2	
3	
4	

イ ロゴデザイン

- ・デザインデータは、以下に定める番号で特定するものとする。
- ・提供できるデザインは、以下の2種類である。

デザイン番号	形 状
1	



(3) 色

- ・キャラクターデザインを使用する際は、提供されたデザインデータによりカラー印刷すること。これにより難しいときは、申請時に申し出た場合に限り、グレースケール印刷することができる。
- ・ロゴデザインを使用する際は、単色であれば黒以外の色で印刷することができる。

(4) 表示に当たってのルール

使用者は、提供されたデザインデータについて、以下に定めるルールを遵守すること。

- ・縦横の比を変更しないこと。
- ・回転させないこと。
- ・反転させないこと。
- ・部分的に切り取って表示しないこと。
- ・画像サイズの圧縮は可能であるが、その際は画質の低下に留意すること。
- ・使用する際は、適切な位置に「砂川市高齢者見守りキャラクター みまもりんご」と表記すること。ただし、表示が難しい場合は、砂川市の著作物であることを示す「©砂川市みまもりんご」の表示をもって代えることができる。
- ・装飾等については、提供されたキャラクターの画像に重ならない範囲で、キャラクター設定に即すると認められる範囲内での表示とすること。
- ・その他キャラクター設定にそぐわない表示をしないこと。

3. デザインデータの受渡し等

(1) デザインデータの提供

市は、砂川市高齢者見守りキャラクターの使用に関する取扱要綱第6条に基づき、使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）に対してデザインデータを提供するものとする。提供するデータは、砂川市キャラクター使用承認通知書又は砂川市キャラクター使用内容変更承認通知書において指定したもののみとする。

(2) デザインデータの表示形式

表示形式（拡張子）は、JPEG 形式とする。ただし、JPEG 形式以外の形式を希望する場合は、別途協議することができる。

(3) デザインデータの受渡し方法

デザインデータは、「使用者が持参した CD-R 又は CD-RW に格納し手渡しする方法」、「使用者が CD-R 又は CD-RW を市に郵送し、市がデータを格納して返送する方法（※郵送を希望する場合は、封筒及び郵送料金を使用者が負担すること。）」又は「電子メールに添付して、使用者が申請の際連絡先として定めたメールアドレス宛に送付する方法」のいずれかにより提供する。

(4) 遵守事項

使用者は、受領したデータを他の者に譲渡してはならない。

(5) 免責事項

市は、提供したデザインデータにより使用者が損害を被る事態が発生しても、その責任を負わない。

#### 4. 権利設定等の禁止

使用者は、キャラクターに関して、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）による商標登録、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）による意匠登録その他著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録をしてはならない。また、使用者は、承認によって生じる使用权及び義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。